

## 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護

### 重要事項説明書

#### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	有限会社 ライフプラス
主たる事務所の所在地	〒750-0018 山口県下関市豊前田町3丁目2番7号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 立テ 俊典
設立年月日	平成14年 10月 3日
電話番号・FAX番号	電話 083-228-0336 FAX 083-228-0337
ホームページアドレス	<a href="http://heartcaregroup.net">http://heartcaregroup.net</a>

#### 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ハートケア訪問看護ステーション
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
事業所の所在地	〒751-0853 山口県下関市川中豊町3丁目3-5
電話番号・FAX番号	電話 083-242-1991 FAX 083-242-1990
指定年月日	平成29年7月1日
事業所番号	3560190336
管理者氏名	内藤 信江
通常の事業の実施地域	旧下関市（但し離島及び東部圏域を除く）

#### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業所は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

#### 4. 提供するサービスの内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「訪問看護職員」といいます。）がそのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービス（以下「サービス」といいます）です。

#### 5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで（状況に応じ日祝日も営業） ただし、年末年始12月31日～1月3日までは除きます。
営業時間	午前9時から午後5時まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

#### 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 1人、非常勤 1人	理学療法士	常勤 人、非常勤 人
准看護師	常勤 1人、非常勤 4人	作業療法士	常勤 人、非常勤 人
保健師	常勤 人、非常勤 人	言語聴覚士	常勤 人、非常勤 人

ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

##### 1 管理者 看護師 1名（常勤兼務）

管理者は、ステーションの従業者の管理、指定訪問看護及び指定予防介護訪問看護の利用の申し込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

##### 2 看護師等 看護師 2名（常勤1名、非常勤1名）

准看護師 5名（常勤1名、非常勤2名、非常勤兼務2名）

看護師等（准看護師は除く。）は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。

看護師等は、指定訪問看護及び指定予防介護訪問看護の提供に当たる。

##### 3 事務職員 1名（非常勤職員）

必要な事務を行う。

#### 7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（訪問看護職員）及びその管理責任者は下記の通りです。担当職員の交代を希望する場合は、出来る限り対応しますので、管理者までご連絡ください。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

また、諸事情で担当者が余儀なく変更する際は、ご相談の上、変更いたします。

訪問看護職員の氏名	(資格：看護師)
管理責任者の氏名	管理者 内藤 信江

## 8. 訪問看護利用料 (介護保険)

あなたがサービスを利用した場合の「基本料金」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額 (一定以上の所得がある方は2割又は3割) です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### (1) 訪問看護の利用料

#### 【基本部分】

<保健師、看護師が行う訪問看護>

サービス内容 (1回あたりの所要時間)	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担 (自己負担額1割の場合) ※(注2)参照
20分未満	3,140円	314円
20分以上30分未満	4,710円	471円
30分以上60分未満	8,230円	823円
60分以上90分未満	11,280円	1,128円

<准看護師が行う訪問看護>

20分未満	2,830円	283円
20分以上30分未満	4,240円	424円
30分以上60分未満	7,410円	741円
60分以上90分未満	10,150円	1,015円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の金額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担額1割の場合)
夜間・早朝・深夜 加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	
複数名訪問看護加算 （Ⅰ）	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合 （1回につき）	2,540円	254円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合 （1回につき）	4,020円	402円
複数名訪問看護加算 （Ⅱ）	同時に看護師と看護補助者が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	2,010円	201円
	同時に看護師と看護補助者が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	3,170円	317円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して90分以上の訪問看護を行った場合 （1回につき）	3,000円	300円
初回加算Ⅰ	新規の利用者へ退院当日サービス提供した場合（1月につき）	3,500円	350円
初回加算Ⅱ	新規の利用者へ退院時の翌日以降サービス提供した場合（1月につき）	3,000円	300円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする者の場合2回に限り）	6,000円	600円
緊急時訪問看護加算 Ⅰ	体制が整備されているステーションにおいて、利用者に対し緊急時訪問看護加算に	6,000円	600円

	ついて十分な説明を行った上で、利用者が緊急時の訪問看護を希望し、加算について同意した場合に算定が可能となる。 看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等体制が整備されていること		
緊急時訪問看護加算 Ⅱ	体制が整備されているステーションにおいて、利用者に対し緊急時訪問看護加算について十分な説明を行った上で、利用者が緊急時の訪問看護を希望し、加算について同意した場合に算定が可能となる。	5.740円	574円
※1 特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	5.000 円	500円
※2 特別管理加算Ⅱ		2.500 円	250円
ターミナルケア 加算	利用者の死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）	25.000 円	2.500 円
看護・介護職員連携 強化加算	訪問介護員の特定行為（吸引・経管栄養等）を円滑に行うための支援を行った場合（1月に1回に限り）	2.500円	250円

※1 特別管理加算Ⅰ対象者

- ・在宅麻薬等注射指導管理・在宅腫瘍化学療法注射指導管理
- ・在宅強心剤持続投与指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ・気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態

※2 特別管理加算Ⅱ対象者

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理
- ・在宅自己導尿指導管理
- ・在宅血液透析指導管理
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
- ・在宅酸素療法指導管理
- ・在宅自己疼痛管理指導管理
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理
- ・在宅肺高血圧症患者指導管理
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理
- ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ・真皮を超える褥瘡の状態
- ・点滴注射を週3日以上行う必要性が認められる状態

**【減算】**

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物等に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者に行うサービスを行う場合 ① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する同一建物に居住する者（②に該当する場合を除く。） ② 上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合 ③ 上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）	①・③ 10%減算 ② 15%減算

※訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について

訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成は、「看護師等」の職務内容とされているが、准看護師による作成はできません。看護師が作成を行います。

(2) 介護予防訪問看護の利用料

**【基本部分】**

<保健師、看護師が行う訪問看護>

サービス内容 (1回あたりの所要時間)	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担 (自己負担額1割の場合) ※(注2)参照
20分未満	3,030円	303円
20分以上30分未満	4,510円	451円
30分以上60分未満	7,940円	794円
60分以上90分未満	10,900円	1,090円

<准看護師が行う訪問看護>

サービス内容 (1回あたりの所要時間)	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担 (自己負担額1割の場合) ※(注2)参照
20分未満	2,730円	273円
20分以上30分未満	4,060円	406円
30分以上60分未満	7,150円	715円
60分以上90分未満	9,810円	981円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された

場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の金額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担額1割の場合)
夜間・早朝・深夜 加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	
複数名訪問看護 加算（Ⅰ）	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合 (1回につき)	2,540 円	254円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合 (1回につき)	4,020 円	402円
複数名訪問看護 加算（Ⅱ）	同時に複数の看護師等と看護補助者が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合 (1回につき)	2,010 円	201円
	同時に複数の看護師等と看護補助者が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合 (1回につき)	3,170 円	317円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して90分以上の訪問看護を行った場合 (1回につき)	3,000 円	300円
初回加算Ⅰ	新規の利用者へ退院当日サービス提供した場合（1月につき）	3,500 円	350円
初回加算Ⅱ	新規の利用者へサービス提供した場合	3,000	300円

	(1月につき)	円	
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする者の場合2回に限り)	6,000円	600円
緊急時訪問看護加算 I	体制が整備されているステーションにおいて、利用者に対し緊急時訪問看護加算について十分な説明を行った上で、利用者が緊急時の訪問看護を希望し、加算について同意した場合に算定が可能となる。	6,000円	600円
緊急時訪問看護加算 II	体制が整備されているステーションにおいて、利用者に対し緊急時訪問看護加算について十分な説明を行った上で、利用者が緊急時の訪問看護を希望し、加算について同意した場合に算定が可能となる。	5,740円	574円
※1 特別管理加算 I	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	5,000円	500円
※2 特別管理加算 II		2,500円	250円

※1 特別管理加算 I 対象者

- ・在宅悪性腫瘍等患者等指導管理を受けている
- ・在宅気管切開患者指導管理を受けている
- ・気管カニューレを使用している
- ・留置カテーテルを使用している

※2 特別管理加算 II 対象者

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理
- ・在宅自己導尿指導管理
- ・在宅血液透析指導管理
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
- ・在宅酸素療法指導管理
- ・在宅自己疼痛管理指導管理
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理
- ・在宅肺高血圧症患者指導管理
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理
- ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ・真皮を超える褥瘡の状態
- ・点滴注射を週3日以上行う必要性が認められる状態

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物等に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者に対するサービスを行う場合 ① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する同一建物に居住する者(②に該当する場合を除く。) ② 上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合 ③ 上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり	①・③ 10%減算 ② 15%減算

	20人以上の場合)	
--	-----------	--

※介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成について

介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成は、「看護師等」の職務内容とされているが、准看護師による作成はできません。看護師が作成を行います。

※ターミナル加算については、介護予防訪問看護では適用は致しません。

## 9. 訪問看護利用料（医療保険）

訪問看護では、各種医療保険及び公費での利用ができます。

<保険単位と基本利用料>

後期高齢者（75歳以上）		1割負担（現役並み所得者の方は3割負担）	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者 （70歳～74歳）	2割負担（現役並みの所得者は3割負担）
		一般 （70歳未満）	3割負担（6歳未満は2割）

<基本利用料金明細>

訪問看護基本療養費Ⅰ （1日につき）	週3日まで5,550円 週4日以降6,550円（厚生労働大臣が定める疾病等）
訪問看護基本療養費Ⅱ （1日つき）<同一建物居住者> （3名以上）	週3日まで2,780円 週4日以降3,280円（厚生労働大臣が定める疾病等）
複数名訪問看護加算（看護師） （週1回）	4,500円
難病等複数回訪問加算（看護師） （週4日以上訪問できる方）	1日2回の訪問4,500円 1日3回以上の訪問8,000円
難病等複数回訪問加算 （同一建物3名以上）	1日に2回の訪問 4,000円 1日に3回の訪問 7,200円
早朝・夜間加算 （6時～8時・18時～22時）	2,100円
深夜加算（22時～6時）	4,200円
訪問看護管理療養費 （1日につき）	月の初日：7,670円 2日目以降：2,500円

※准看護師については、上記金額より500円減算となる。

<病状によって下記の料金が加算されます>

長時間訪問看護加算（週1回まで） （15歳未満の超重症児または準超重症児は週3回まで）	5,200円
緊急時訪問看護加算（1日につき1回）	月14日目まで2,650円 月15日目以降2,000円

特別管理加算（1月につき）	利用者の状態で2,500円または5,000円
退院時共同指導加算（1月につき） （利用者の状態に応じ月2回を限度）	8,000円
退院支援指導加算	6,000円
ターミナルケア療養費	25,000円
訪問看護情報提供療養費3	1,500円

※特別管理加算の内容については、介護保険と同様。

<利用者のご希望により契約された場合は下記の料金が加算されます>

24時間対応体制加算（1月につき）	6,520円	希望時	氏名	印
情報提供療養費（1月につき）	1,500円	希望時	氏名	印

※上記2項については、希望時は利用者様及びご家族に署名・捺印を頂き、希望とします。

<保険適用外料金>

	時間内 8時～18時	早朝：6時～8時 夜間：18時～22時	深夜 22時～6時
平日（月～土）30分未満	5,000円	6,300円	7,500円
日・祝祭日30分未満	6,300円	7,900円	9,400円
平日（月～土） 30分以上60分未満	8,800円	11,100円	13,300円
日・祝祭日 30分以上60分未満	11,100円	13,900円	16,600円
超過時間利用料	1,800円（1回のご利用が90分を超えた場合）<30分毎>		
死後の処置料	15,000円		

### （3）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供キャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日前日	利用者負担金の50%
利用予定日当日	利用者負担金の70%

（注）利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料は不要です。

※医療保険適用及び保険適用外についてもキャンセル時は上記負担金とします。

### （4）その他の料金

通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。又、死後の処理料についても次の額を徴収します。

- ① 通常の事業の実施地域を超えた地点から居宅までの距離が片道5キロメートル未満 無料
- ② 通常の事業の実施地域を超えた地点から居宅までの距離が片道5キロメートルから10キロメートル未満 1,000円
- ③ 通常の事業の実施地域を超えた地点から居宅までの片道10キロメートル以上 2,000円
- ④ 死後の処理料は、25,000円とする。

#### (4) 支払い方法

現金払い	当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者に請求し、利用者は、月末までに現金にてお支払いとなります。
お振込み	<当社指定口座> 西京銀行下関支店 普通 2019012 上記の口座に、毎月15日までにお振込みとなります。
口座振替	口座振替をされる場合は、銀行は毎月1日、郵便局は毎月10日の引き落としとなります。口座振替をされる銀行についての指定はありません。

#### (5) 領収書の発行

現金払い	当事業所に支払いに来られた際に、請求金額を頂いたことを確認後にその場で発行いたします。
口座振替	銀行は毎月1日(土日祝日の場合は翌週月曜日)、郵便局は毎月10日(土日祝日の場合は翌週月曜日)に引き落とし後、通帳より事業所からの引き落とし記帳が領収書となります。

### 10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求め等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	先生 所在地) 〒	電話番号) ① 携帯番号
緊急連絡先 (ご家族等)	① 氏名) 様<続柄> ② 氏名) 様<続柄> ③ 氏名) 様<続柄>	電話番号) ① ②

### 1 1. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

### 1 2. 苦情相談窓口

(1) サービスの提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	ハートケア訪問看護ステーション 住所) 山口県下関市川中豊町3丁目3-5 TEL) 083-242-1991 FAX) 083-242-1990 受付日時) 9:00~17:00 (日、祝日、12/31~1/3を除く) 面接場所) 当事業所の相談室 担当者) 管理者 内藤 信江
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	下関市福祉部介護保険課事業者係 住所) 下関市南部町1番1号 (下関市役所本庁舎西棟 2階) TEL) 083-231-1371 FAX) 083-231-2743 受付日時) 8:30~17:15 (土、日、祝日、12/31~1/3を除く)
	山口県国民健康保険団体連合会 住所) 山口市朝田1980番地7 国保会館 TEL) 083-995-1010 FAX) 083-934-3665 受付日時) 9:00~17:00 (土、日、祝日、12/31~1/3を除く)

### 1 3. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってはご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
  - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡

下さい。

#### 1 4. 虐待の防止について

事業所は利用者の尊厳保持・人格尊重、虐待の未然の防止・早期発見等のため次の措置を講じます。

(1) 虐待の防止に係る責任者を選定します。

(責任者) 管理者 内藤 信江

看護師 (准看護師) 徐 春美

(2) 虐待を防止のための従業者に対する研修を年1回以上実施します。

(3) 虐待の防止のための指針を整備します。

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回開催します。

また事業所は、虐待又は虐待を疑われる事案が発生した場合は、速やかに市に通報します。

令和 年 月 日

事業所は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項及び加算事項について説明し交付しました。

事業所 所在地 山口県下関市川中豊町3丁目3-5

事業所名 ハートケア訪問看護ステーション

管理者名： 内藤 信江 印

【算定される加算】 <介護保険適用時>

○緊急時訪問看護加算（基本料金） 5,740円/月

同意します 同意しません

○複数名訪問看護加算（I）（基本料金）

30分未満 2,540円、30分以上4,020円

同意します 同意しません

○ターミナルケア加算（基本料金） 25,000円（当該月）

同意します 同意しません

私は、事業所より上記の重要事項及び加算事項について説明を受け、同意し受領しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

署名代行者（又は法定代理人）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

ご本人との続柄（ \_\_\_\_\_ ）

説明者 内藤 信江